

## 前回（R5. 11. 27）の審議会における意見への対応（案）について

意見	対応（案）
<p>【意見 1】</p> <p>第 1 章総論「4 計画の基本的な考え方」の（1）⑤の見出しは「等」で約さず、明確に「強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者」にした方がよい。</p> <p>&lt;計画案 p3&gt;</p>	<p>・計画案の修正…【有】</p> <p>委員ご指摘のとおり、計画案を修正します。</p> <p>&lt;計画案 p3&gt;</p> <p>⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者に対する支援体制の充実</p>
<p>【意見 2】</p> <p>サービスの見込量について、居宅訪問型児童発達支援は実績が半分以下になっている。市町村ヒアリングを行って見込量を設定しているとのことだが、見込み方についてももう少し精査が必要だと思う。実態を確認し、検討したうえで必要があれば数値の変更をしていただきたい。</p> <p>&lt;計画案 p56～89&gt;</p>	<p>・計画案の修正…【有】</p> <p>委員のご指摘を踏まえ、昨年 12 月に市町村に対し、見込量の時点修正及び見込みに対する実績が 50 パーセント未満の 4 サービス（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援）について再度調査を行ったため、調査結果を計画案に反映します。</p> <p>&lt;計画案 p56～89&gt;</p> <p>各サービス必要見込量修正</p>

<p><b>【意見3】</b>  第2節「障がいのある人の状況」を見ると、精神障がいのある人について、全体の割合は20%だが、伸び率が非常に高い。この伸び率に対するフォローは必要ではないのか。  &lt;計画案 p13&gt;</p>	<p><b>・計画案の修正…【無】</b>  精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、近年その患者数が増加しています。  県としては、相談窓口の設置、保健師の訪問指導、こころのサポーター（精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える方に対する傾聴を中心とした支援者）養成研修、精神障がいへの正しい理解を深める講演会を実施するなど、引き続き当事者やその家族等への支援の取組を進めてまいります。</p>
<p><b>【意見4】</b>  第2節「障がいのある人の状況」について、もともと発達障がいや自閉症スペクトラムのある方が成人になって自分の障がいに気付き精神障がいの手帳を取得する場合など、精神障がい者手帳取得者数はかなりの人数が増えてきているのではないかと。もっと調べていただきたい。  &lt;計画案 p13&gt;</p>	<p><b>・計画案の修正…【無】</b>  精神障害者保健福祉手帳交付者について、平成29年度と令和4年度を比較したところ、主疾患が心理的発達の障がいに分類される所持者数は増加していますが、年齢別での所持者割合には大きな変化は見受けられませんでした。</p>
<p><b>【意見5】</b>  第2節「障がいのある人の状況」について、重症心身障がいのある児童は、身体と知的障がいがある場合が多い。この身体と知的の数の中に重症心身障がいのある児童は重複しているのであれば、可能であれば分けて書いていただければわかりやすくなる。  &lt;計画案 p13&gt;</p>	<p><b>・計画案の修正…【無】</b>  各障がい者手帳交付者数については、県から毎年国に報告しております。しかしながら、重複した重症心身障がいのある方に限定した人数については国への報告を要しないため、県の所有する情報だけでは人数の把握が困難な状況です。  市町村においても該当される方の特定には時間を要することから、今回は原案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>